

大分県報

令和四年
第三四五号
九月二十七日

（火曜日）

目次

告示

公有水面埋立ての免許の出願……………一

労働委員会告示

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正……………二

公 告

落札者等の公示……………二

准看護師試験の実施……………三

令和四年度職業訓練指導員試験の実施……………五

家畜人工授精講習会の開催……………六

開発行為の完了……………六

○ 告 示

大分県告示第三百九十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があつた。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

令和四年八月二十五日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広瀬勝貞

三 埋立ての区域

1 位置

杵築市大字片野字三月田一一五〇番三二二に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成十三年一月二十六日付け大分県指令港第七百二十五号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・プラス二・〇メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点「高須」（北緯三三度二四分〇二秒四三八〇、東経一三一度三三分〇〇秒七三五九）から六一度〇八分一三秒五三九・八二メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五九度五三分五九秒一・一四メートルの地点

③の地点 ②の地点から八九度五三分四五秒二・二〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五九度五四分五六秒一九八・八三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から八九度五四分五八秒八・二〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

令和四年九月二十七日

大分県報（告示）

一

Fの地点 Eの地点から一七九度五四分五一秒一〇・〇〇メートルの地点

3 面積

三三、一〇九・八四平方メートル

五 埋立地の用途

小型船だまりふ頭用地

六 縦覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所並びに杵築市役所

七 縦覧の期間

令和四年九月二十七日から

令和四年十月十七日まで

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第五号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示(令和四年大分県労働委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年九月二十七日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

三浦恭子	大分県労働委員会公益委員 一級建築士	平二六・二・二二
石本健二	大分県労働委員会労働者委員 日本製鉄大分労働組合組合長	令四・二・二二
林大介	大分県労働委員会労働者委員 UAゼンゼン大分県支部支部長	令四・二・二二
新宮高志	大分県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	令二・二・一七

を

三浦恭子

大分県労働委員会公益委員
一級建築士

平二六・二・二二

める。

新宮高志	大分県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	令二・二・一七
山本悦子	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	令四・九・一三
石本健二	大分県労働委員会労働者委員 日本製鉄大分労働組合組合長	令四・二・二二
林大介	大分県労働委員会労働者委員 UAゼンゼン大分県支部支部長	令四・二・二二

に改

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の種類及び数量

大分県データ連携等共通基盤一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和四年八月八日

四 落札者の氏名及び住所

FLCS株式会社九州支店 支店長 阿 部 泰 朋
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目一番二号

五 落札金額

百七十四万八千二百一十円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和四年六月二十八日

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

令和四年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験日時

令和五年二月十四日（火曜日）

午後一時三十分から午後四時まで

※試験日時は、天候、天災等のやむを得ない事由により変更される場合がある。

二 試験場所

別府大学

別府市北石垣八十二

三 試験科目

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病の成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

四 受験資格

試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和五年三月までに修業する見込みの者を含む。）

- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和五年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

- 3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和五年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

- 4 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和五年三月までに修業する見込みの者を含む。）

- 5 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和五年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

- 6 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

- 7 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 試験方法

四肢択一式による筆記試験

六 受験手続

- 1 受験願書の請求

ア 請求先

大分県福祉保健部医療政策課看護班（郵便番号八七〇―八五〇一 大分市大手町三

丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四）

イ 請求方法

郵送請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と明記し、返信用封筒を同封すること。

返信用封筒は角二型とし、宛先及び郵便番号を明記の上、百四十円分の切手（複数部を請求する場合は必要相当額分の切手）を貼付すること。

ウ 請求期間

令和四年十一月一日（火曜日）から同月三十日（水曜日）まで

なお、郵送による受付は十一月三十日（水曜日）までの消印のあるもの限り受け

付ける。

エ 県外居住者は、アの請求先への電話連絡後に請求すること。

※県外居住者の受験については、会場等の都合で受け入れることができない場合がある。そのため、事前に問い合わせること。

2 受験願書の受付期間

令和五年一月四日（水曜日）から同月十一日（水曜日）まで

郵送による場合は、令和五年一月十一日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

1 のアに同じ。

ア 郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と明記し、書留郵便で送付すること。

イ 持参による受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

七 提出書類

1 受験願書

本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

2 卒業（見込み）証明書

受験願書下段の卒業（見込み）証明書欄に、養成所（学校）長の証明を受けること。

3 写真票

ア 写真は、出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのものを貼付すること。

イ 写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

ウ 写真票と受験票は切り離さないこと。

4 四の6に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

5 四の7に該当する者は、大分県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

八 試験手数料

六千九百円

1 大分県収入証紙六千九百円分を受験願書に貼付すること。

ア 大分県収入証紙は消印しないこと。

イ 収入印紙と間違えないこと。

2 県外の受験者は、大分県収入証紙を受験願書に貼付するか、又は郵便局が発行する定額小為替証書若しくは普通為替証書を同封し、書留郵便で送付すること。

3 受験願書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

九 受験票の交付

1 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

2 交付の時期は、令和五年一月下旬とする（令和五年一月三十一日（火曜日）までに受験票が届かない場合には、十七の問合せ先まで連絡すること。）

3 受験票は、試験当日に必ず持参すること。

十 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するもの、その他受験に際し配慮が必要な場合は、令和五年一月十一日（水曜日）までに大分県福祉保健部医療政策課看護班宛て申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十一 災害等に関する注意事項

災害等が発生した場合、試験開始時間が遅れる場合や試験が実施できない場合がある。

試験が実施できなかった場合は、後日再試験を実施する。再試験については、大分県庁ホームページに掲載する。

十二 受験の無効

1 准看護師試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さない。

2 卒業見込み証明書で受験した者は、令和五年三月六日（月曜日）までに卒業証明書を提出すること（必着）。同日までに卒業証明書を提出しなかった者については、当該受験を無効とする。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合において、事前に大分県福祉保健部医療政策課まで申出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限りではない。

十三 合格発表

1 令和五年三月十日（金曜日）午前十時に、合格者の受験番号を県庁舎本館一階県政展示ホールの掲示板に掲示するとともに、大分県庁ホームページに掲載する（ホームページの掲載は、システムの都合上、多少遅れる場合がある。）。

2 電話での試験結果の問い合わせには応じない。

十四 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十五 試験結果の開示

この試験については、大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第二十一条の規定に基づき、以下の要領で開示を請求することができる。

- 1 開示の対象とする内容
- 総合得点

2 開示場所

大分県福祉保健部医療政策課

3 開示期間

合格発表の日から一箇月以内（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。）を除く午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

- 4 開示請求できる者
- 受験者本人

5 開示請求方法

受験票と運転免許証等本人であることが確認できる書類を持参すること。

6 開示方法

口頭による。

十六 個人情報について

受験手続により得た個人情報、准看護師試験に係る業務以外では利用しない。

十七 試験についての問合せ先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、次のとおり令和四年度職業訓練指導員試験を実施する。

令和四年九月二十七日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 試験区分

- 1 実技試験及び学科試験を行う免許職種

配管科及び竹工芸科

2 学科試験のうち、指導方法のみを行う免許職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種（1の免許職種を除く。）

二 試験の科目

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目	
		基礎学科	専攻学科
配管科	1 配管施工図作成 2 配管施工	1 建築工学 2 安全衛生	1 配管設備 2 配管製図 3 施工法
竹工芸科	竹工芸製品製作	1 デザイン 2 安全衛生	1 材料 2 工作法
その他の免許職種			1 職業訓練原理 2 教科指導法 3 訓練生の心理 4 生活指導 5 職業訓練関係法規

三 受験資格

試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第三十条第三項各号に掲げる者とする。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

職業能力開発促進法施行規則第四十六条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

五 試験の日時

令和四年十一月三十日（水曜日）午前九時から

六 試験の場所

大分市大字下宗方千三十五番地の一

七 受験申請手続

- 1 申請方法

郵送、持参又は電子申請

2 受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和四年十月三日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）まで

なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和四年十月二十一日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。

(二) 受付時間

ア 持参する場合

午前九時から午後四時三十分まで

イ 電子申請の場合

令和四年十月二十一日（金曜日）の午後四時三十分まで

3 受験申請書類

受験申請書、写真二枚（申請前六箇月以内に正面脱帽で撮影したものを受験申請書及び受験票に貼り付けること。）、受験資格を有する者であることを証する書面及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、「四 試験の免除」に該当することを証する書面

4 書類の提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇二）

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

5 受験手数料

次に掲げる額の手数料を大分県収入証紙で納付すること。ただし、電子申請を行う場合は、納入通知書払い又は電子納付を行うことができる。

実技試験 一万五千八百円

学科試験 三千百円

八 受験票の送付

受験申請の受付後、大分県商工観光労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票を交付する。

九 合否判定の基準

1 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 実技試験について、満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。

3 学科試験のうち指導方法について、満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

4 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

十 合格者の発表

令和四年十二月十五日（木曜日）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知する。

十一 その他

1 詳細については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課（電話〇九七―五〇六一―三三三〇）に問い合わせること。

2 受験申請後、住所、勤務先等に変更があった場合は、直ちに大分県商工観光労働部雇用労働政策課に連絡すること。

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

令和四年九月二十七日

大分県知事 広

一 開催期日 令和四年十月三十一日から同年十二月二日まで

二 開催場所 農林水産研究指導センター 畜産研究部

大分県立農業大学校

三 家畜の種類 牛

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和四年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称
日田市大字友田字荻鶴千五十七番一ほか十九筆及び千五十七番十六ほか四筆の各地先里道

二 開発区域の面積
三千五百八十五・五八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市大字庄手六百四十七番地

日田天領水の里株式会社

代表取締役 石井賢治

四 完了検査年月日

令和四年九月六日

令和四年九月二十七日

大分県報（公告）

七